

第25回鳥取地方裁判所委員会及び第25回
鳥取家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

1 開催日時

平成27年10月14日（水）午後2時30分～午後4時30分

2 開催場所

鳥取地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

井口修（地家裁委員），大久保健司（地家裁委員），大島雅弘（地裁委員），
辛島明（家裁委員），小山和子（地裁委員），佐野泰弘（地家裁委員），鈴
木由香利（家裁委員），竹内秀徳（地裁委員），田中大介（家裁委員），細
野宏（地裁委員），松本美恵子（地家裁委員），三木文子（家裁委員），南
直行（地裁委員），森原昌人（家裁委員），米田洋子（地裁委員）

（事務担当者等）

地裁：岡事務局長，中司民事首席書記官，岩井刑事首席書記官

家裁：山下事務局長，西崎首席家裁調査官，奥田首席書記官，山本総務課長，
常岡総務課課長補佐（書記）

4 議題

- (1) テーマ：裁判員裁判について
- (2) 次回開催テーマ等

5 議事

- (1) 新任委員の紹介
- (2) テーマについての意見交換等

辛島委員及び裁判所事務担当者から，鳥取における裁判員裁判の実施状況
の概要説明及び裁判員裁判の運用や広報に関して行っている取組の紹介を行
った上，意見交換をした。

要旨は別紙のとおり

6 次回開催テーマ等

(1) 次回テーマ

次回は「裁判所における窓口対応」をテーマに意見交換する。

(2) 次回開催期日

次回の鳥取地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会を合同で開催し、開催日時は平成28年2月19日（金）午後2時30分から2時間程度とする。

以上

(別紙)

テーマ「裁判員裁判について」

○委員長

委員の皆様それぞれのお立場や御経験を踏まえて、裁判所が現在行っている裁判員裁判の運用や広報の取組について御意見を伺いたい。

A委員には、出前講義に御協力いただいたが、そのときの反応はいかがだったか。

○学識経験者委員A

先日、鳥取地方裁判所裁判官に出前講義に来ていただいた。参加者は、始まる前は、裁判員に選ばれたら大変だというようなことを言っていたが、裁判官がとても真摯に話をしてくださり、参加者には大変好評だった。それほど固く難しい話ではないので、いろいろなところで気軽に裁判官を出前講義に呼べば良いと思う。そのことを周りの人にも話したいと思っている。

○委員長

出前講義に参加された方たちは、そこで聞いたことを周りに伝えていくということはあるのか。

○学識経験者委員A

今回の出前講義にどれくらい波及効果があるかは分からないが、例えば家庭の中で夫や子どもに裁判員のことを話しても、裁判員に参加したら「その間の仕事はどうするの？」というような反応をされると思うが、今回裁判官から話を聞いてみて、やっぱり裁判員裁判には参加しないといけないし、参加すれば良い経験

と思えるものだということが伝わった。そういうことを、一歩ずつ地道に伝えていくことが必要だと思った。

○委員長

費用や人手の問題もあって、裁判所の広報はスポット的なものになりがちである。制度が始まった当初は、広報活動がマスコミにも大きく取り上げられたが、最近はマスコミにもあまり関心を持ってもらえなくなり、その辺りが辞退率の上昇につながっているという気がしないでもない。辞退率というと選挙の投票率のことを考えるが、大事な選挙でも投票率が40パーセントとか三十数パーセントなどということがあって、投票の環境を整えても、投票する意味の理解が得られていない、期待されていないというようなことが、そういった数字に反映されるのではないかという気もする。裁判員裁判については、そういう心配はないのだろうか。

○裁判官委員B

確かに、裁判員裁判に参加される方がどこまで参加の意義について思っているかということはあるのだろうと思う。裁判官として裁判員裁判にどのような意義を感じているかと問われれば、刑事事件は決して日常生活に関わりなく起こるものではなく、いろいろな社会の問題や家族の問題が背景にあって事件になっていくのだということを知っていただく、今まで刑事裁判を人ごとのように感じていた方が、社会、家族の問題として受けとめてくださり、そうした考えを共有できる方が社会に広まっていくことによって、少しずつ社会や家族の在り方を考える人が増えてきて、ひいてはこの日本の社会が良くなっていくのではないかと考えている。実際、参加された方でそういうことを口にされる方もおり、裁判員裁判の意義、重要性を本当に分かってくださったと、こちらは大変ありがたい気持ちになる。私としては、参加される前の段階で裁判員制度の意義をどれ

だけ伝えられるかということが大事だと思っている。

○委員長

委員の身近な方で、裁判員候補者や裁判員、補充裁判員になったという方はおられるか。身近になった方がいないと、何となく人ごとのような感じがするのだろうか。

○裁判官委員 B

鳥取で実施された裁判員裁判は現時点で二十数件なので、1件につき裁判員と補充裁判員を合わせておよそ8人の方が参加されることを考えても、裁判員及び補充裁判員としては、まだ170人か180人しか参加していない。事件数が少ないのでやむを得ないところもある。

○委員長

委員の皆様自身は、実際に裁判員になるのは難しいというような立場なのか。弁護士委員、検察官委員は裁判員にはなれないが、他の方はいかがか。

○学識経験者委員 C

裁判員制度自体に余り詳しくないので間違っているかもしれないが、裁判員制度の開始当初には、よほどの事情がないと辞退は認められないと聞いていたように思う。では自分はどうかと考えてみて、よほどの事由は自分にはないから、来たら受けざるを得ないだろうなという気持ちだった。今、鳥取県の辞退率を見て、77パーセントは辞退を認められているということで、なぜそんなに認められる状況にあるのかと思い、意外だった。

年齢や病気で通院しているなどの事情で、本当にやむなしという事由も当然あるのだろうが、それ以外のいろいろな事由を書いて皆さん辞退の希望を出してく

るのだと思う。それを裁判所の側で書類審査して辞退を認めているのだと思うが、辞退率を下げるということは、辞退を希望した人たちの中に、本当は辞退の事由としては成立しない人、御本人の考え方次第では辞退を申し出なくてもよい方たちがいて、その点を広報で補おうと思っておられるのか。それとも、そもそも辞退はやむなしという方たちが多く中で何とかしなければいけないという問題意識を持っているのか、どちらなのか。

○裁判官委員 B

昨年度の辞退率 77 パーセントという数字については、審理期間が長い事件がかなり多かったことが影響しているのではないかと思う。裁判員候補者の方から返送される質問票を見ると、鳥取では中小企業にお勤めの方や個人経営の方が比較的多いと感じるが、そういう方々の中には、仕事の都合上、3 日以内なら参加できるが 5 日はちょっと難しいと書かれる方もおられる。辞退できる事情は法律で決まっているので、法律にのっとった判断をしていくことになるが、国民の方に過度に負担をお掛けすることのないよう、法律に定められた範囲内で柔軟な運用を心掛けている。

仕事の関係で辞退を申し出る方々は、職場の人数や規模、自身がどのような仕事に携わっているか、そのため自身がいないと職場に大きな影響が生じるということを、質問票に大変真摯に記載されており、これだけ裁判が長いと参加できないのもやむを得ないのだろうと判断することは少なからずあった。

もとより、多くの方々に参加していただくというのが裁判員制度の趣旨なので、裁判所のスタンスとしては多くの方々に参加していただきたい、ただし、法に規定されているような辞退事由があってもどうしても参加できないという方については辞退を認めるというはざまの中、できれば広く参加していただきたいというスタンスで、いろいろな運用、広報等もさせていただいているというところである。

○委員長

出なければいけないのだというようなことを強調する方向では考えていないということか。

○裁判官委員 B

出なければいけないのだとすることで、精神的に御負担をお掛けしてしまうということのないように配慮しつつ、前向きに御参加いただけるような方向での広報ないし運用をやっていきたいと思っている。

○委員長

やはり嫌々ではなく喜んで出ていただけるように、運用面でも広報面でも工夫しなければならない。ぜひ皆様から良いアイデアをいただきたい。

○学識経験者委員 D

辞退率が高まっている要因として、裁判の審理期間が長くなっているというのは分かるのだが、もう一つ、これは当初から指摘されているが、やはり市民が量刑まで判断しなければならないという心理的負担感もあるのではないか。私は候補者になったことがないので推測だけれども、鳥取でも全国的に注目された殺人事件の裁判もあった。実際に裁判員になられた方々は心理的な面をどのように克服されたのか。法曹関係者の方はどういう見方をされているか。

○裁判官委員 B

量刑まで判断することについての負担感はあると思う。評議でいろいろ議論を交わし、評議の最終段階では、裁判員の方々から量刑について御意見を伺うが、そこで実際に懲役何年ということに負担を感じられる方は少なくないというのが実感である。量刑まで判断していただくかどうかというのは制度の話であるが、

裁判官としては、裁判員の負担を軽減するため、量刑についての意見を言ってもらうまでの間に、裁判体が一体となって議論をして、量刑の結論を決して自分一人が背負わなくても良いのだというような雰囲気醸成しようと心がけている。また、量刑判断をするに当たっては、検察官、弁護人がきちんとした根拠に基づいて量刑意見を言っていていただくことが大事だと考えていて、検察官、弁護人が適切に量刑意見を言っていていただくと、裁判員としては、その検察官、弁護人の意見も踏まえて、より一層自分の考えを作りやすくなるというか、意見を言いやすくなるというようにところもある。裁判官としては、量刑についての争点も適切に整理して、裁判員に分かりやすい量刑意見を検察官や弁護人に言っていていただくということも心掛けている。

○弁護士委員 E

確かに量刑の判断は被告人のその後に大きな影響を与えるので、自分が責任を持って判断できるのかと、私が裁判員の立場になったらそのように重く考えるだろうと思う。しかし、弁護人の立場からすると、事実関係には争いのない、いわゆる自白事件だと、量刑が最大の争点というか、場合によっては唯一の争点になってくる。そうすると、皆さんがいろいろな生活や責任を抱えておられる中で裁判員として集まって判断していただくときに、裁判員は量刑の判断をしないということになると現状の裁判員制度は成り立たなくなってしまうのではないかという思いはある。

私自身、先日初めて裁判員裁判に携わることができたが、先ほどのB委員の争点を分かりやすくという話はそのとおりであり、いろいろ言いたいことはたくさんあっても大事なものをあえて絞り込んだ上で、こういうふうには検察官はお考えかもしれないが、弁護人としてはこういう根拠でこういう考えだということアピールして、主張や立証を裁判員の目の前で戦わせる。それを目の当たりにしていただいて、裁判員の方それぞれの経験や感覚を踏まえていろいろな意見を評議

の中で言っていただく。今まで法曹三者だけでやっていたときと違っていろいろな考え方を反映させていくということは非常に意義のあることだと思う。私自身、普段の裁判員裁判以外の裁判でも、以前は書面に頼りがちだったところ、口頭できちんと分かりやすく説明することを心掛けるようになってきているし、自分自身でも、いろいろな意味で良い影響があったなと思う。

一般の方が量刑の判断をすることは私たちが想像するよりも相当重いことかもしれないが、だからこそ意義があると思っている。裁判員の方に判断者としての役割に少しでも徹していただくため、弁護人としては、どこが問題になっていて、何を重視して、どういう結論を導くべきかという争点を分かりやすく提示させていただき、裁判員の方には、それをもとに後の評議の中で充実した議論をしていただいて、その事案で最善を尽くしていただいたと、先日の裁判員裁判を担当して感じた。私も、朝から晩まで連日開廷で1週間ぐらい拘束され、鳥取市外から毎日裁判所に通って夜中に帰っていたので、大変な面もあったが、その大変さを通り越して、やってよかったと思ったし、今後もやっていきたいと思う。

選任期日の出席率などはそれほど悪くないので、辞退率のことはそんなに心配していないが、もし最近辞退率が上昇傾向にあるということであれば、裁判員制度の導入前に弁護士会と検察庁と裁判所で協力して、例えば市民向けのアピールだけでなく、商工会議所などの雇い主の側の方が入っている団体にも行かせていただいて、そこの従業員の方が裁判員になったときには協力していただくように理解を求めるなど、いろいろな活動を当時はしていたので、初心に立ち返ってやっていけばよいと私は思っている。法曹三者でもそうだし、こういった会議でも意見を出し合ってどんどんやっていけばよいと思う。実際に裁判員裁判を担当して私自身も今述べたような感想を持ったし、今日裁判所から提示されたデータを見ても、実際に経験された方はすごくよかったと言っておられるというのは、これも揺るぎない事実のようなので、ぜひとも初心に立ち返って広報をしていきたいし、それに弁護士も協力していかなければいけないと思う。

○学識経験者委員 F

今お話を伺っていて、法曹の方々からの御意見を非常に重く受けとめたところであるが、論点を明確にすることで負担を減らすというようなことを言っておられたと思うが、逆に、論点の多面化ということで市民が参加することになったというふうに私はむしろ認識している。その事件の背景などを多様な人間が多様に純粹に聞いていくという、その部分で審理時間が長くなるのは致し方のないことかもしれないし、むしろその長さが満足感につながっている面もあるのではないか。裁判所に1日来て判断してというふうに言われるだけだと、それなら私でなくてもよいのではないかということになっていくのではないか。少しうがった見方かもしれないが、そういった感想を持った。

○裁判官委員 B

刑事裁判では、例えば殺人事件であれば、被告人がその事件を起こしたかどうか、すなわち有罪か無罪かということと、有罪であれば量刑を決めるということになるが、殺人罪が成立するか否かについても、被告人にどのような刑を科すかという点についても、刑法でどのような要件が規定されていて、その要件に当てはまる事情がきちんと認められるかどうかというところが問題になってくる。したがって、犯罪の成否、そして量刑に当たっても、まずは刑法の解釈上、どのような事情が重要なのかということを考えて上で、それでは、本件では具体的にどのような事情が犯罪の成否や量刑に当たって大事なのかというところに焦点を当てて判断していくことになる。

今委員の言われた背景や経緯といった事情については、大変気にされる裁判員の方は多いが、背景や経緯であっても、以上の判断に際して重要なものとそうではないものとの濃淡があるので、重要なものをまずピックアップして、それを裁判員の方に分かりやすく伝えるということが法律家の義務だと思っている。そう

した根幹部分を念頭に置く必要はあるが、その上で、周辺の事情としてどういうものがあるのかを裁判員の方とも一緒になって考えるということになるから、決してその事情を切り落とすということではない。

審理時間が長いと、それだけ裁判官、裁判員、補充裁判員が一緒になって濃密な時間を過ごすので、より満足感を得られるという方は確かにおられるが、その方たちには満足していただけても、長くなればなるほどそれだけ参加できるグループが限られてしまうということになる。そうすると、広く国民の方一般の感覚を反映させるという裁判員制度の趣旨とは逆行する形になってしまいかねないので、この点は本当に痛しかゆしだと思っている。

○学識経験者委員G

この委員に選ばれて裁判員制度のことを読ませていただき、選ばれたら参加しないといけないのかと思っていたら、パンフレットを見て、あっ、断っていいんだというのが正直な感想だった。一人の企業人としては、全ての人が企業のためいなくてはならない人だと思うので、仕事を休んで行くとなるとそれなりの職場への負担がある。いかに職場の管理者が理解しているか、相談できるような雰囲気があるのかが大事なのだなと思った。

今日の資料の中で説明会の実施一覧を見ると、どちらかというところと教育機関とか公民館といった所が多くて、先ほどもE委員が言われていたが、企業体とか商工会議所といった所がやや少ないように思った。自分の職場のことを考えてみたとき、もしも自分が選ばれて裁判に出たいと思っても、いろんな人に影響があると考えたら、やはりすぐ辞退すると書いてしまうかもしれない。ただ、管理者やマネジメントする者が裁判員制度の趣旨をある程度知っていれば、そういう相談があったときに、選ばれたのだからぜひ参加すればいいというような後押しができるかもしれない。従業員が少ない事業所に説明に行くのは大変かもしれないが、例えば、今日のように要領よく資料を出していただいて、1時間程度といった短

時間でできるというのであれば、協力してもらえる企業体もあると思う。

もう一つ、夏休みの裁判見学について、これからの日本を担ってくださる方への見学会も大事かもしれないが、参加者の内訳を見ると、子どもさんに必ず保護者の方が付いてきているので、これもチャンスかなと思う。よほどの動機付けがないと自分から見学会に参加しようとは思わないのではないかと思うが、見学会で子どもさんたちが変わっていく姿を見て、自身も裁判員制度の意義を理解できるような場になれば、親御さんや働く世代の人たちにも理解していただけるようになり、そうなれば、裁判員の辞退率はひょっとして減るかもしれないなと思った。見せていただいたデータによると、裁判員裁判に参加したら皆さんがそれなりの達成感や意義みたいなものを感じられるということなので、いかに参加していただくかということになる。こういう良い取組をしておられるので、ぜひこの2つの提案を御検討いただけたらと思う。

○委員長

私も裁判員裁判をかなりの数経験している。参加することができない職種があるかと思っていたのだが、およそ想像のつくような職種で来られなかった方はいない。時期によってということもあるが、本当にあらゆる職業の方に参加していただいたという印象を持っている。看護師さん、お医者さん、私立大学の学長さんが来られたこともあるし、放送局の女子アナウンサーとか、なかなか仕事を抜けられそうもないような人が結構来ていたし、農業や漁業の方も、それぞれ忙しい時期は来られないとしても、来られる時期には来ておられる。こういうのをアピールするという手もあるのかなと思う。いろいろな工夫の仕方があるのだろうなと思っている。

○学識経験者委員H

先ほどE委員が言われたと思うが、この制度ができる前、我々は商工業者の集

まりなので、そういった事業主を対象に裁判員制度のPRをさせていただいたのだが、やはり辞退率は大変気になるところである。商工会議所傘下の企業というのは、ほぼ中小企業、零細企業である。従業員が5人以下といった所もたくさんあるので、自由に辞退できるよというような風潮が出ると、それなら自分たちもというようなことになってしまうので、その辺りは明確にしないといけないのかなと思う。資料で出していただいたように、裁判員裁判に参加した方の感想は非常に良いという感覚があるわけだから、やはり入口のところをもう少し明確にしないと不公平感が出るのかなと思う。

○学識経験者委員 I

平均実審理期間が延びると辞退率が上がるというのはもっともなように思うのだが、よく考えてみると必ずしも比例しないのではないか。出られるときは出られるということであれば審理期間が延びても辞退率はあまり変わらないと思う。

裁判所が決めた期日には全部出てもらわなければいけないということだが、そこを見直したらどうか。つまり、出られなかった人は資料をもらっておいて意見を出すとか、そういうことであれば違ってくるのではないか。もちろん裁判は合議制が原則ではあるが、裁判員についてはいろいろな事情があってどうしても出るのが無理な場合もあるのだから、それをその人が来なかったためにまた期日を決め直すようなことになれば、負担感は増える。そういうところを少し緩和できないか。官庁とか民間会社であれば、どうしてもものときは持ち回りでされているものもあるわけだから、場合によっては書面で参加するというようなことがあっても良いのではないか。その上で、ポイントとなる段階では全員が揃わなければいけないというような制度も考えられるのではないか。

○学識経験者委員 J

実は、私どもの会社が鳥取県で一番最初に、裁判員に選ばれたときに特別有給

休暇を取得できるという制度を入れたということがあって、そのときに社員に説明したのだが、こういう制度があるので会社も応援するから選ばれたらぜひ出てくださいと言いながら、自分自身のことを考えた場合、本当に出られるのかなと思いつつ説明したのが実際のところである。

先ほどの話では、最近の期間は非常に長くなっているということで、午後から行くなどいろいろ工夫されているようだが、9日間休めるかと言えば休めない人もたくさんいると思う。この前のシルバーウィークには砂丘周辺の道路が大渋滞ですごい人がいたと新聞で読んだが、もちろん自営業の方など人によってはそういうときに忙しい方もいらっしゃるのだろうが、日本全体で見れば、祝日や土曜、日曜の方が時間が取れる人が多いのは確かだと思う。休みの日に裁判をしたら裁判所の人はいつ休むのかという話になるのかもしれないが、全部でなくても一部は休みの日に裁判員裁判をしていただいたら、普通に働いている人は、休みはなくなってしまうけれども、それはお互いさまのことだし、参加しやすいと思う。

○学識経験者委員K

私どものところでは消費生活相談という部門がある。ご存じのように、今、高齢者に対する特殊詐欺が増えている中で、高齢者の方が詐欺に遭わないためにはどういったことをしたらいいかということで、広報はすごく大切なのだが、メディアを使っただけの広報は予算が伴うのでなかなか行き渡らない面もあるし、費用対効果を考えると難しいところがある。先ほど出前講座の話があったが、私どもも、各地区公民館や老人会などの行事に参加させていただいて、出前講座を年間60回ぐらい行っている。先ほどA委員も言われたが、そこからまた広がっていくことがあり、裁判官の方の労力も必要だし時間も必要だけれども、それを地道に行っていくことが大切だと感じている。

参加された方はとても良い経験だと思われるということだけれども、実際自分に通知が来たら、仕事のことなどを考えると辞退せざるを得ないという状況も出

てくるかもしれないけれど、選ばれたことがとてもラッキーだった、幸運だったと、周りの管理職とか事業主さんも、良かったな、行ってきなさいっていうような、そういった裁判員制度になればよいと思う。少しでも多くの方にこの制度の良さを理解していただくことが大切で、そのためにはやはり地道にお金を掛けない広報をしていくことも大切ではないかと感じた。

○弁護士委員 L

広報資料を見て、裁判所がこういう広報を非常に熱心にされているということを知り、大変驚いたとともに感心した。ただ、学生や生徒は辞退できるということになると、小中学生、高校生などを対象とした広報は、未来の裁判員を育成しているという意味では非常に良いのだろうと思うが、今現在の問題となると、もう少し社会人を中心に企業と協力し合って広報をしていただくのがよいと思った。できれば企業に出向いて行って出前講座を行い、裁判員裁判を経験するのもいいかなと思ってもらえれば、名簿に載ったという通知が来たときに、仕事上の事由や重要な用事をまず頭に浮かべてそれを理由に辞退しようというような気持ちを避けてもらえる、やってみようかという気持ちになってもらえる、そういう広報が必要だろうということを、今日ずっと聞いていて思った。

○委員長

特効薬みたいなものはなかなかないのだろうと思う。裁判所も大分危機感を持っていて、今年の11月に発送する来年度の名簿記載通知には最高裁の長官がメッセージを載せて皆さんにお配りするというようなことまで考えている。企業人へのアピールということになるとなかなか、大きな会社はいいとして、小さな会社を集めてといっても実際にどうやればよいか困るところだが、商工会議所などでまとまった研修会のようなものを行う機会というのは何かあるのか。

○学識経験者委員H

今で言えば消費税の転嫁対策とか，いろいろなセミナーはあるが，やはり事業者もそれを勉強したいがために来ているから，少し言いにくいですが，裁判員制度だけで集まるかどうかという面はある。上手に抱き合わせをして何かの会議の後ろに付けるとか，そういったことは可能ではないかと思う。特に青年部は，大体夜になるが毎月例会があり，勉強会をやっているので可能かと思う。

以 上